

令和7年度 定期（毎月）水質検査結果

松輪配水池系統

項目 (単位)	水質基準	採水日時	採水月日
採水	—	4/10 10:08	
*水温 (°C)	—	16.0	
1*一般細菌(集落数) 1ml中 100 集落以下	0		
2*大腸菌 検出されないこと	不検出		
3・カドミウム及びその化合物 (mg/l) Cd値 0.003 mg/l以下	—		
4・水銀及びその化合物 (mg/l) Hg値 0.0005mg/l以下	—		
5・セレン及びその化合物 (mg/l) Se値 0.01 mg/l以下	—		
6・鉛及びその化合物 (mg/l) Pb値 0.01 mg/l以下	—		
7・ヒ素及びその化合物 (mg/l) As値 0.01 mg/l以下	—		
8・6価クロム化合物 (mg/l) Cr ⁶⁺ 値 0.02 mg/l以下	—		
9・亜硝酸態窒素 (mg/l) 0.04 mg/l以下	—		
10・シアノ化物イオン及び塩化シアノ (mg/l) CN値 0.01 mg/l以下	—		
11・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l) 10 mg/l以下	—		
12・フッ素及びその化合物 (mg/l) F値 0.8 mg/l以下	—		
13・ホウ素及びその化合物 (mg/l) B値 1.0 mg/l以下	—		
14・四塩化炭素 (mg/l) 0.002 mg/l以下	—		
15・1,4-ジオキサン (mg/l) 0.05 mg/l以下	—		
16・ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリ-1,2-ジクロロエチレン (mg/l) 0.04 mg/l以下	—		
17・ジクロロメタン (mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
18・テトラクロルエチレン (mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
19・トリクロロエチレン (mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
20・ベンゼン (mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
21+塩素酸 (mg/l) 0.6 mg/l以下	—		
22+クロロ酢酸 (mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
23+クロロホルム (mg/l) 0.06 mg/l以下	—		
24+ジクロロ酢酸 (mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
25+ジブロモクロロメタン (mg/l) 0.1 mg/l以下	—		
26+臭素酸 (mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
27+総トリハロメタン (mg/l) 0.1 mg/l以下	—		
28+トリクロロ酢酸 (mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
29+プロモジクロロメタン (mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
30+ブロモホルム (mg/l) 0.09 mg/l以下	—		
31+ホルムアルデヒド (mg/l) 0.08 mg/l以下	—		
32・亜鉛及びその化合物 (mg/l) Zn値 1.0 mg/l以下	—		
33・アルミニウム及びその化合物 (mg/l) Al値 0.2 mg/l以下	—		
34・鉄及びその化合物 (mg/l) Fe値 0.3 mg/l以下	—		
35・銅及びその化合物 (mg/l) Cu値 1.0 mg/l以下	—		
36・ナトリウム及びその化合物 (mg/l) Na値 200 mg/l以下	—		
37・マンガン及びその化合物 (mg/l) Mn値 0.05 mg/l以下	—		
38*塩化物イオン (mg/l) 200 mg/l以下	8.1		
39・カルシウム、マグネシウム等〔硬度〕 (mg/l) 300 mg/l以下	—		
40・蒸発残留物 (mg/l) 500 mg/l以下	—		
41・陰イオン界面活性剤 (mg/l) 0.2 mg/l以下	—		
42*ジエオスマシン (mg/l) 0.00001mg/l以下	—		
43*2-メチルイソボルネオール (mg/l) 0.00001mg/l以下	—		
44・非イオン界面活性剤 (mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
45・フェニール類 (mg/l) 0.005 mg/l以下	—		
46*有機物等〔全有機炭素(TOC)の量〕 (mg/l) 3 mg/l以下	0.5		
47* pH 値 pH 5.8以上 8.6以下	7.7		
48*味 異常でないこと	異常なし		
49*臭気 異常でないこと	異常なし		
50*色度 (度) 5 度以下	<0.5		
51*濁度 (度) 2 度以下	<0.1		
ペルフルオロオクタノンスルホン酸 (PFOS) (mg/l) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (mg/l) (PFOS及びPFOAの和として) 0.00005mg/l以下(暫定)	—		
*残留塩素 (mg/l) 0.1 mg/l以上	0.4		

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(株環境計量センター)に依頼し実施した。

2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。

3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満 (<000)」と表示した。

5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。

6 検査を実施しなかった(省略した)項目については、「-」と表示した。

4 各項目前の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1~3年に1回まで省略可能な項目。

令和7年度 定期（毎月）水質検査結果

高山配水池系統

項目 (単位)	水質基準	採水日時	採水月日
採水日時	—	4/10 10:25	
*水温(℃)	—	15.2	
1*一般細菌(集落数) 1ml中 100 集落以下	0		
2*大腸菌 検出されないこと	不検出		
3・カドミウム及びその化合物(mg/l) Cd値 0.003 mg/l以下	—		
4・水銀及びその化合物(mg/l) Hg値 0.0005mg/l以下	—		
5・セレン及びその化合物(mg/l) Se値 0.01 mg/l以下	—		
6・鉛及びその化合物(mg/l) Pb値 0.01 mg/l以下	—		
7・ヒ素及びその化合物(mg/l) As値 0.01 mg/l以下	—		
8・6価クロム化合物(mg/l) Cr ⁶⁺ 値 0.02 mg/l以下	—		
9・亜硝酸態窒素(mg/l) 0.04 mg/l以下	—		
10・シアノ化物イオン及び塩化シアノ(mg/l) CN値 0.01 mg/l以下	—		
11・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(mg/l) 10 mg/l以下	—		
12・フッ素及びその化合物(mg/l) F値 0.8 mg/l以下	—		
13・ホウ素及びその化合物(mg/l) B値 1.0 mg/l以下	—		
14・四塩化炭素(mg/l) 0.002 mg/l以下	—		
15・1,4-ジオキサン(mg/l) 0.05 mg/l以下	—		
16・ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリ-1,2-ジクロロエチレン(mg/l) 0.04 mg/l以下	—		
17・ジクロロメタン(mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
18・テトラクロルエチレン(mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
19・トリクロロエチレン(mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
20・ベンゼン(mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
21+塩素酸(mg/l) 0.6 mg/l以下	—		
22+クロロ酢酸(mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
23+クロロホルム(mg/l) 0.06 mg/l以下	—		
24+ジクロロ酢酸(mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
25+ジブロモクロロメタン(mg/l) 0.1 mg/l以下	—		
26+臭素酸(mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
27+総トリハロメタン(mg/l) 0.1 mg/l以下	—		
28+トリクロロ酢酸(mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
29+ブロモジクロロメタン(mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
30+ブロモホルム(mg/l) 0.09 mg/l以下	—		
31+ホルムアルデヒド(mg/l) 0.08 mg/l以下	—		
32・亜鉛及びその化合物(mg/l) Zn値 1.0 mg/l以下	—		
33・アルミニウム及びその化合物(mg/l) Al値 0.2 mg/l以下	—		
34・鉄及びその化合物(mg/l) Fe値 0.3 mg/l以下	—		
35・銅及びその化合物(mg/l) Cu値 1.0 mg/l以下	—		
36・ナトリウム及びその化合物(mg/l) Na値 200 mg/l以下	—		
37・マンガン及びその化合物(mg/l) Mn値 0.05 mg/l以下	—		
38*塩化物イオン(mg/l) 200 mg/l以下	7.8		
39・カルシウム、マグネシウム等〔硬度〕(mg/l) 300 mg/l以下	—		
40・蒸発残留物(mg/l) 500 mg/l以下	—		
41・陰イオン界面活性剤(mg/l) 0.2 mg/l以下	—		
42*ジエオスマシン(mg/l) 0.00001mg/l以下	—		
43*2-メチルイソボルネオール(mg/l) 0.00001mg/l以下	—		
44・非イオン界面活性剤(mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
45・フェニール類(mg/l) 0.005 mg/l以下	—		
46*有機物等〔全有機炭素(TOC)の量〕(mg/l) 3 mg/l以下	0.5		
47*pH 値 pH 5.8以上 8.6以下	7.5		
48*味 異常でないこと	異常なし		
49*臭 気 異常でないこと	異常なし		
50*色度(度) 5 度以下	<0.5		
51*濁度(度) 2 度以下	<0.1		
ペルフルオロオクタノンスルホン酸(PFOS) (mg/l) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) (mg/l) 0.00005mg/l以下(暫定) (PFOS及びPFOAの和として)	—		
*残留塩素(mg/l) 0.1 mg/l以上	0.5		

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(株環境計量センター)に依頼し実施した。

2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。

3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満(<000)」と表示した。

5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。

6 検査を実施しなかった(省略した)項目については、「-」と表示した。

4 各項目前の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1~3年に1回まで省略可能な項目。

令和7年度 定期（毎月）水質検査結果

すい道配水池系統

項目 (単位)	水質基準	採水日時	採水月日
水温 (°C)	—	4/10 10:40	
*水温 (°C)	—	15.2	
1*一般細菌(集落数) 1ml中 100 集落以下	0		
2*大腸菌 検出されないこと	不検出		
3・カドミウム及びその化合物 (mg/l)	Cd値 0.003 mg/l以下	—	
4・水銀及びその化合物 (mg/l)	Hg値 0.0005mg/l以下	—	
5・セレン及びその化合物 (mg/l)	Se値 0.01 mg/l以下	—	
6・鉛及びその化合物 (mg/l)	Pb値 0.01 mg/l以下	—	
7・ヒ素及びその化合物 (mg/l)	As値 0.01 mg/l以下	—	
8・6価クロム化合物 (mg/l)	Cr ⁶⁺ 値 0.02 mg/l以下	—	
9・亜硝酸態窒素 (mg/l)	0.04 mg/l以下	—	
10・シアノ化物イオン及び塩化シアノ (mg/l)	CN値 0.01 mg/l以下	—	
11・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l)	10 mg/l以下	—	
12・フッ素及びその化合物 (mg/l)	F値 0.8 mg/l以下	—	
13・ホウ素及びその化合物 (mg/l)	B値 1.0 mg/l以下	—	
14・四塩化炭素 (mg/l)	0.002 mg/l以下	—	
15・1,4-ジオキサン (mg/l)	0.05 mg/l以下	—	
16・ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリ-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04 mg/l以下	—	
17・ジクロロメタン (mg/l)	0.02 mg/l以下	—	
18・テトラクロルエチレン (mg/l)	0.01 mg/l以下	—	
19・トリクロロエチレン (mg/l)	0.01 mg/l以下	—	
20・ベンゼン (mg/l)	0.01 mg/l以下	—	
21+塩素酸 (mg/l)	0.6 mg/l以下	—	
+クロロ酢酸 (mg/l)	0.02 mg/l以下	—	
+クロロホルム (mg/l)	0.06 mg/l以下	—	
+ジクロロ酢酸 (mg/l)	0.03 mg/l以下	—	
+ジブロモクロロメタン (mg/l)	0.1 mg/l以下	—	
+臭素酸 (mg/l)	0.01 mg/l以下	—	
+総トリハロメタン (mg/l)	0.1 mg/l以下	—	
+トリクロロ酢酸 (mg/l)	0.03 mg/l以下	—	
+ブロモジクロロメタン (mg/l)	0.03 mg/l以下	—	
+ブロモホルム (mg/l)	0.09 mg/l以下	—	
+ホルムアルデヒド (mg/l)	0.08 mg/l以下	—	
32・亜鉛及びその化合物 (mg/l)	Zn値 1.0 mg/l以下	—	
33・アルミニウム及びその化合物 (mg/l)	Al値 0.2 mg/l以下	—	
34・鉄及びその化合物 (mg/l)	Fe値 0.3 mg/l以下	—	
35・銅及びその化合物 (mg/l)	Cu値 1.0 mg/l以下	—	
36・ナトリウム及びその化合物 (mg/l)	Na値 200 mg/l以下	—	
37・マンガン及びその化合物 (mg/l)	Mn値 0.05 mg/l以下	—	
38*塩化物イオン (mg/l)	200 mg/l以下	7.9	
39・カルシウム、マグネシウム等〔硬度〕 (mg/l)	300 mg/l以下	—	
40・蒸発残留物 (mg/l)	500 mg/l以下	—	
41・陰イオン界面活性剤 (mg/l)	0.2 mg/l以下	—	
42*ジエオスマシン (mg/l)	0.00001mg/l以下	—	
43*2-メチルイソボルネオール (mg/l)	0.00001mg/l以下	—	
44・非イオン界面活性剤 (mg/l)	0.02 mg/l以下	—	
45・フェニール類 (mg/l)	0.005 mg/l以下	—	
46*有機物等〔全有機炭素(TOC)の量〕 (mg/l)	3 mg/l以下	0.7	
47*pH 値	pH 5.8以上 8.6以下	7.5	
48*味	異常でないこと	異常なし	
49*臭気	異常でないこと	異常なし	
50*色度 (度)	5 度以下	<0.5	
51*濁度 (度)	2 度以下	<0.1	
ペルフルオロオクタノンスルホン酸 (PFOS) (mg/l)	0.00005mg/l以下(暫定) (PFOS及びPPFAの和として)	—	
*残留塩素 (mg/l)	0.1 mg/l以上	0.5	

*注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(株環境計量センター)に依頼し実施した。

2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。

3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満 (<000)」と表示した。

5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。

6 検査を実施しなかった(省略した)項目については、「-」と表示した。

4 各項目前の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1~3年に1回まで省略可能な項目。

令和7年度 定期（毎月）水質検査結果

小網代配水塔系統

項目 (単位)	水質基準	採水日時	採水月日
採水	—	4/10 10:58	
*水温(℃)	—	14.5	
1*一般細菌(集落数) 1ml中 100 集落以下	0		
2*大腸菌 検出されないこと	不検出		
3・カドミウム及びその化合物(mg/l) Cd値 0.003 mg/l以下	—		
4・水銀及びその化合物(mg/l) Hg値 0.0005mg/l以下	—		
5・セレン及びその化合物(mg/l) Se値 0.01 mg/l以下	—		
6・鉛及びその化合物(mg/l) Pb値 0.01 mg/l以下	—		
7・ヒ素及びその化合物(mg/l) As値 0.01 mg/l以下	—		
8・6価クロム化合物(mg/l) Cr ⁶⁺ 値 0.02 mg/l以下	—		
9・亜硝酸態窒素(mg/l) 0.04 mg/l以下	—		
10・シアノ化物イオン及び塩化シアノ(mg/l) CN値 0.01 mg/l以下	—		
11・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(mg/l) 10 mg/l以下	—		
12・フッ素及びその化合物(mg/l) F値 0.8 mg/l以下	—		
13・ホウ素及びその化合物(mg/l) B値 1.0 mg/l以下	—		
14・四塩化炭素(mg/l) 0.002 mg/l以下	—		
15・1,4-ジオキサン(mg/l) 0.05 mg/l以下	—		
16・ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリ-1,2-ジクロロエチレン(mg/l) 0.04 mg/l以下	—		
17・ジクロロメタン(mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
18・テトラクロルエチレン(mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
19・トリクロロエチレン(mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
20・ベンゼン(mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
21+塩素酸(mg/l) 0.6 mg/l以下	—		
22+クロロ酢酸(mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
23+クロロホルム(mg/l) 0.06 mg/l以下	—		
24+ジクロロ酢酸(mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
25+ジブロモクロロメタン(mg/l) 0.1 mg/l以下	—		
26+臭素酸(mg/l) 0.01 mg/l以下	—		
27+総トリハロメタン(mg/l) 0.1 mg/l以下	—		
28+トリクロロ酢酸(mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
29+プロモジクロロメタン(mg/l) 0.03 mg/l以下	—		
30+ブロモホルム(mg/l) 0.09 mg/l以下	—		
31+ホルムアルデヒド(mg/l) 0.08 mg/l以下	—		
32・亜鉛及びその化合物(mg/l) Zn値 1.0 mg/l以下	—		
33・アルミニウム及びその化合物(mg/l) Al値 0.2 mg/l以下	—		
34・鉄及びその化合物(mg/l) Fe値 0.3 mg/l以下	—		
35・銅及びその化合物(mg/l) Cu値 1.0 mg/l以下	—		
36・ナトリウム及びその化合物(mg/l) Na値 200 mg/l以下	—		
37・マンガン及びその化合物(mg/l) Mn値 0.05 mg/l以下	—		
38*塩化物イオン(mg/l) 200 mg/l以下	7.8		
39・カルシウム、マグネシウム等〔硬度〕(mg/l) 300 mg/l以下	—		
40・蒸発残留物(mg/l) 500 mg/l以下	—		
41・陰イオン界面活性剤(mg/l) 0.2 mg/l以下	—		
42*ジエオスマシン(mg/l) 0.00001mg/l以下	—		
43*2-メチルイソボルネオール(mg/l) 0.00001mg/l以下	—		
44・非イオン界面活性剤(mg/l) 0.02 mg/l以下	—		
45・フェニール類(mg/l) 0.005 mg/l以下	—		
46*有機物等〔全有機炭素(TOC)の量〕(mg/l) 3 mg/l以下	0.6		
47*pH 値 pH 5.8以上 8.6以下	7.6		
48*味 異常でないこと	異常なし		
49*臭 気 異常でないこと	異常なし		
50*色度(度) 5 度以下	<0.5		
51*濁度(度) 2 度以下	<0.1		
ペルフルオロオクタノンスルホン酸(PFOS) (mg/l) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) (mg/l) (PFOS及びPFOAの和として) 0.00005mg/l以下(暫定)	—		
*残留塩素(mg/l) 0.1 mg/l以上	0.5		

※注 1 検査は、平成15年労働厚生省令第101号(平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行)に基づく水質基準の検査項目について厚生労働大臣の指定機関(㈱環境計量センター)に依頼し実施した。

2 残留塩素については、水質管理指標として県の指導追加項目として行った。

3 定量限界を下回る場合は、定量限界を数値で示し「000未満(<000)」と表示した。

5 +印項目は、検体が原水の場合、検査を実施しなくて良い項目。

6 検査を実施しなかった(省略した)項目については、「-」と表示した。

4 各項目前の印について *印は省略「不可」(毎月検査)項目、それ以外は概ね3ヶ月に1回の検査(4回/年)項目、ただし・印については過去の結果によって1~3年に1回まで省略可能な項目。